

モバイル市場の競争環境に関する研究会（第22回）

1 日時 令和元年12月17日（火） 13:30～14:30

2 場所 総務省講堂（合同庁舎2号館地下2階）

3 出席者

○構成員

新美座長、相田座長代理、大谷構成員、北構成員、関口構成員、佐藤構成員、
長田構成員、西村（暢）構成員

○オブザーバ

塚田公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長

○総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、今川総合通信基盤局総務課長、大村料
金サービス課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、廣瀬番号企画室
長、中村料金サービス課企画官、大塚移動通信課企画官、田中移動通信課調査官、茅野
料金サービス課課長補佐、仲田料金サービス課課長補佐

【新美座長】 定刻となりましたので、ただいまから、モバイル市場の競争環境に関する研究会（第22回）会合を開催いたします。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

なお、本日は、大橋構成員、西村（真由美）構成員が、ご都合のためご欠席というご連絡を賜っております。

それでは、議事に入りたいと存じます。本研究会につきましては、今年の4月に中間報告書を取りまとめ以降、11回にわたり、関係者からのヒアリング等を通じて、利用者料金その他の提供条件に関する事項、もう1つは事業者間の競争条件に関する事項につきまして、議論を重ねてきました。本日は、それらの内容を、各構成員から個別になされた意見も含めて、最終報告書骨子（案）として整理をしてもらいましたので、事務局から説明いただいた後に、意見交換をしてみたいと考えております。

【仲田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料1-1、モバイル市場の競

争環境に関する研究会中間報告書骨子（案）をご覧ください。また、資料1－2として、今回の骨子（案）の参考資料を用意しておりますので、適宜ご参照ください。

ページをおめくりいただきまして、目次をご覧ください。骨子（案）は、利用者料金に関する事項、事業者間の競争環境に関する事項、それから、モバイル検討会報告書のフォローアップの3点についてまとめておりますので、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。これまで、電気通信事業法の趣旨に則り、料金プランの見直し、事業者の乗換えコストの引下げのためのMNPの促進及びSIMロック解除の推進、端末購入補助の適正化、中古端末の流通促進、広告表示の適正化等、様々な関係者により各種の取組が進められてまいりました。

4ページをご覧ください。本年1月には、本研究会で取りまとめました、緊急提言を出しまして、この緊急提言を受けまして、5月には、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする事業法の改正法案が成立し、本年10月に施行されました。

今回の利用者料金に係る取りまとめ骨子案につきましては、改正法成立後から法施行後までの議論、また法施行後の関係者の取組の状況等も踏まえて作成しております。この取りまとめ骨子案の構成でございますが、これまでの経緯等、それから、構成員等の意見、また、取りまとめの方向性の流れで書かせていただいております。本日は時間の関係で、取りまとめの方向性を中心に説明させていただきます。

9ページをご覧ください。9ページが一番下の部分から、新事業法の適正な執行の確保ということで、10ページをご覧ください。10ページにございますとおり、新事業法による規律は、指定された事業者と販売代理店を対象としておりまして、事業者、販売代理店においては、引き続き、新事業法の遵守のための体制の強化に取り組むことが必要ではないか。

続きまして、2段落目でございますが、総務省においても、施行後の状況も踏まえつつ、さらなる説明会の実施等の理解促進のための継続的な取組が必要ではないか。

続きまして、3段落目、総務省、事業者その他関係者においては、利用者に向けた新事業法の理念等について、適切に周知を行っていくことが望ましいのではないかと。

4段落目でございます。総務省では、2019年10月1日から各総合通信局等に情報提供窓口を設置しております。この情報提供窓口へ寄せられた事業法の違反事例の情報等も踏まえまして、新事業法の規律に違反する事案がある場合には、速やかな改善が図られるよう厳格な執行を迅速に行っていくことが必要ではないかと。

続きまして、②販売代理店における適切な業務の確保でございます。11ページをご覧ください。

さい。1段落目にございますとおり、販売代理店の適切な体制整備等の取組を強化することが必要ではないか。2段落目にございますとおり、販売代理店は、利用者との接点として、また、地域の拠点として重要な役割を担うものであり、そのネットワークの維持・活用を検討していくことが重要なのではないか。また、販売代理店による業務運営の維持・向上や新事業法の規定の遵守等を図るため、手数料体系について、さらに、サポートなどの利用者へのサービス提供に係る手数料をも重視したものとしていくこと等の見直しを進めていくことが必要ではないか。

続きまして、③新事業法適合契約への移行促進について、ございます。各事業者においては、移行促進のための取組を実施しているところであり、引き続き移行促進のための取組を着実に実施することが求められるのではないか。また、移行の進捗の状況も踏まえ、移行促進のための取組の見直しを適切に行っていくことが求められるのではないか。12ページござください。新事業法適合契約への移行の促進に関し、各事業者では、既往契約からの移行の際の違約金の免除等の取組を行っているが、一部の事業者では、移行後も、解約した既往契約の残余の拘束期間に新事業法適合契約を解約した場合には既往契約による違約金の支払いが発生し、利用者の混乱を招くおそれがあることが指摘されている。また、既往契約のうち残債免除を受けるための条件として指定端末の買換条件を有するものについては、施行後も一定期間に渡り囲い込みが継続することも指摘されている。既往契約について、事業者においては、利用者の混乱を招くことがないよう利用者への適切な周知を行うとともに、その条件についての見直しを含め、移行促進のための適切な対応の必要性について検討していくことが必要ではないか。

続きまして、④継続的な見直しの必要性ございます。1番下の段落ござください。関係事業者による新事業法に適合した料金プランの提供等により、通信料金と端末代金が分離され、違約金が低廉になる等の動きがある一方で、利用者への還元については、固定通信サービス、コンテンツサービス、決済手段等とのセット販売による割引や特典の付与等の形態で行われているものが多い。こうしたセット販売による割引等については、利用者への還元が一部の利用者に対するものに留まっていること、料金体系が不明確になっていること、他のサービスの拘束力を用いた利用者の囲い込みの懸念があること等が指摘されている。各事業者においては、通信料金そのものの水準の低廉化による利用者に対する還元、料金体系の一層の透明化など、利用者の過度の囲い込みという懸念への対応を図ることが求められるのではないか。

ページをおめくりいただきまして、13ページでございます。総務省においては、利用者の囲い込み等公正な競争を阻害する要因の有無等について、注視していく必要があるのではないかと。その際、利用者の囲い込み等については、モバイル市場のみならず、固定通信サービス市場等の隣接する通信市場における動向についても確認していくことが望ましいのではないかと。

続きまして15ページをご覧ください。15ページの一番下、SIMロック解除の関係です。16ページをご覧ください。本年11月にSIMロック解除ガイドラインの改正をいたしましたので、その実施に向けて、システムの整備などの準備を迅速に進めることが必要ではないかと。

2段落目をご覧ください。SIMロック解除のオンライン手続については、手続開始ページが見つけづらい、手続に必要な画面遷移が多い等、手続が煩雑であるという指摘がある。事業者においては、手続の改善のための検討を行っていくべきではないかと。

また、3段落目でございますが、事業者においては、その販売する端末の詐取や盗難防止に関して、SIMロックという利用者に負担を生じさせる方法以外の方法によることを含めて、見直しを検討していくことが必要ではないかと。

4段落目でございます。今後、新たにeSIMが普及し、eSIMにおいてもSIMロックが設定されることもあり得るので、総務省においては、今後も注視していくべきではないかと。

5段落目でございます。一部の事業者においてはSIMの種類が複数あるため、端末の交換に伴いSIMの交換が必要になり、利用者が混乱している事例があるとの指摘がある。関係の事業者においては、利用者に対する十分な周知その他の必要な対応を図っていくことが望ましいのではないかと。

②MNP手続でございます。17ページをご覧ください。MNPについては、問題となる引止めが行われていないか、総務省において、注視をしてきたところでございます。2段落目でございますが、MNPの理由の入力や手続に必要な画面遷移が多い等の煩瑣な手続などが事業者の乗換えコストとなっているとの指摘がある。事業者においては、改善のための検討を行っていくべきではないかと。

3段落目でございます。MNP手続には一定の金銭的成本がかかるため、それをどのような範囲の主体で負担するのかについては様々な考え方があり、利用者全体ではなく、MNPを利用する者が負担することとすべきとの考え方もある。MNPに係るコストの負担の

在り方について、今後、継続して検討を進めていくべきではないか。

③その他でございます。さらに、違約金及びMNP手数料以外にも契約解約事務手数料や新規契約手数料等が存在することなどが指摘されている。総務省においては、MNP手数料を含む事業者変更の際にかかる金銭的なコストを総合的に確認していくことが必要ではないか。

続きまして、21ページご覧ください。①多様な端末の流通の促進についてです。新事業法による通信料金と端末代金の完全分離により、端末自体の魅力による本来あるべき競争が実現すること、また、端末自体の魅力が訴求されることなどが期待されます。総務省においては、そのような中で、中低価格帯の端末や中古端末等の流通する端末の多様化や、2020年春に発売される予定の5G端末に係る状況等について、継続的に注視していくことが重要なのではないかと。また、端末の販売・流通形態についても、その変化について、継続的に注視していくことが必要ではないかと。

22ページご覧ください。2段落目でございます。中古端末の流通においては、関係事業者におけるガイドラインの策定や認証制度の開始などについて、前回の会合でもご紹介いただいております。民間事業者による利用者が安心して中古端末の売買を行えるようにする取組については、その着実な実施とさらなる強化が望まれるのではないかと。また、総務省においては、その取組を引き続き支援していくことが望ましいのではないかと。

また、個人間の取引に関しまして、プラットフォーム事業者においては、様々な工夫した取組が行われてきておりますが、利用者が安心して取引を行うことができるよう、利用者保護の観点から最低限必要な事項等について、プラットフォーム間に共通のものとして整理していくことも考えられるのではないかと。

続きまして、24ページご覧ください。総額表示の促進について、でございます。新規契約の際の総額表示について、NTTドコモ及びKDDIについては、2019年10月から対応しておりまして、それ以外の更新時の総額表示につきましては、2020年1月以降、順次行うこととされております。MNO各社においては、期間拘束のある契約に関し、システム改修等の取組を早急に進めることが必要ではないかと。

続きまして、26ページご覧ください。広告表示の適正化について、でございます。26ページの一番下から始まりまして、続きまして27ページご覧ください。広告について、事業者においては、利用者に誤解を与えることがないように、販売代理店に対する指導を強化していくことが重要ではないかと。また、自主基準・ガイドライン違反等の問題となる広告表示

が行われた場合における対応の在り方を含め、その実効性の確保のための仕組みについても検討することが望ましいのではないか。また、業界団体において、自主基準・ガイドライン違反があった場合、対応の在り方について検討を進めることが望ましいのではないか。さらに、自主基準・ガイドラインの見直しについて、継続的に実施していくことが望ましいのではないか。

続きまして、30ページご覧ください。改正法施行後の状況の評価・検証について、でございます。今後の評価・検証については、通信・端末の両市場の状況を含むモバイル市場の変革の進捗について、モバイル市場における公正競争の促進に関する関係者による取組の効果を含め、定性的・定量的に実施していくことが適当ではないか。また、これらの評価・検証により、通信料金収入を原資とする過度の端末代金の値引き等の誘因力に頼った競争慣行の根絶に向けた状況等のモバイル市場の変革の状況を把握するとともに、モバイル市場において公正な競争環境を阻害しうる新たな課題はないか、固定通信サービス市場等の隣接する通信市場における課題はないか等について継続的に注視し、新事業法による規律の運用・執行に関する課題やその見直しの必要性について不断に検討していくことが重要ではないか。

以上、第1章の利用者料金に関する事項でございます。

【茅野料金サービス課課長補佐】 続きまして、31ページでございます。事業者間の競争条件の関係でございます。こちらにつきましては、資料2として、事業者さんに質問したご回答を参考としてお配りしています。構成員限りの情報を含みますので、お取り扱いにはお気を付けください。

31ページでございます。まず、5G導入当初における課題ということでございます。これまでの経緯ということで、5Gにおけるサービスの変化とネットワークの変化について、前提ということで記載しています。31ページの上のほうは、多様なニーズに応じた付加価値の高い新たなサービスの提供が可能となる、下のほうにいきますと、ネットワークの様態の変化として、ネットワーク仮想化技術により設備の汎用化が進展する、あるいは、ソフトウェアの果たす役割が一層高まるということが想定されます。あるいは、クラウド等他者の設置する設備の利用が進展するといった状況が想定されます。それと、ネットワークスライシング技術の導入によって、要件の異なるサービスを複数同時に提供することが可能となる、あるいは、モバイル・エッジ・コンピューティングで、エンド・エンドの超低遅延が可能となるといった状況変化でございます。

33ページでございます。こうした5Gにつきまして、二種指定事業者各社は2020年春のサービス開始を予定しているということでございます。下のほうにいきますと、4Gから5Gへの移行について記載してございます。当初は、4G基地局と5G基地局を連携させて動作させるNSA構成によりネットワークが運用される。その後、34ページにいきますけれども、5G基地局を単独で動作させるSAのネットワークが運用されるということで、徐々に新しいサービスが順次開始されることが想定されているというわけでございます。

このように、5Gは、サービス、ネットワークの様態の変化をもたらすということで、二種指定事業者とMVNOと間の公正競争に大きな影響を及ぼすこととなるという位置づけをしてございます。これに関しまして、中間報告書では、将来生じることが想定される課題に関しまして、議論を深めることが適当ということが検討の背景でございます。

対応の方向性でございます。38ページをご覧ください。まず、5G時代の課題といたしまして、①MVNOへの機能の開放時期でございます。公正競争確保の観点から、MVNOにおいても同時期に利用者への提供を開始できるよう、機能開放が行われることが適当ではないか、としてございます。その下のほうですが、二種指定事業者による情報提供につきましては、一定の情報提供は行われているものの、現時点では、必ずしも十分な情報提供が行われているとは言えないということでございます。5Gサービスの提供を二種指定事業者が開始すると同時期にMVNOにおいても円滑に開始することができるよう、総務省において、二種指定事業者に対し、要請を行うことが適当ではないか、としています。中身としては、1ポツ目、自らと同時期にその機能開放を行うこと、2ポツ目、MVNOによる提供が円滑に行われるよう、必要な情報を速やかに提供すること、特に、ネットワーク試験等、何らかの対応を要する事項につきましては、十分な余裕をもって実施できるようなスケジュールで情報提供すること、としています。こちらの要請ですけれども、この研究会の報告書が取りまとまるのが、パブコメも経まして、恐らく1月、2月となります。そうすると、報告書が取りまとまった後ですと、ちょっと遅いかなと感じます。ですので、今日はこのような書きぶりにさせていただきましたが、これについては、総務省におきまして、速やかに要請を行うことを考えてございます。

続きまして、40ページでございます。接続料の設定方法でございます。3パラ目でございます。5G導入当初は、4Gの基地局と5Gの基地局が連携するNSA構成で、サービスが一体的に運用されること、また、その5Gのサービスは、4Gサービスの発展ということで、同質のサービスと見ることでできることを踏まえると、4Gに係る接続料と5Gに係る接

続料を一体として設定する方法を採用することには一定の合理性があると評価してございます。ただし、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べて、一体として算定する接続料の水準があまりにも高額となりますと、その程度によっては、MVNOの経営に影響を及ぼします。

ということで、41ページでございます。まずは、一体として設定する方法を採用することを認めつつ、総務省において、どの程度差が生じるのか検証を行うことが適当としてございます。その結果、MVNOの経営に大きな影響を及ぼしているという場合には、4G単独の接続料の設定を要請する、あるいは、アンバンドル化といった取組を行うことが適当としてございます。そういった検証を可能とするため、どの程度差額が生じるのか、どのように推移していくのか、こういったデータにつきまして、総務省に情報提供するよう要請を行うことが適当、また、MVNOに対しても適切に説明がなされるよう要請を行うことが適当としております。

③ MNOによる他のMNOネットワークの利用等の検討でございます。一番下、本件につきましては、接続応諾義務の関係で検討を要するというふうにしてございます。その際ということで、サービス競争、そして設備競争の阻害につながる面もある、両者のバランスを図る観点からの検討が必要ではないかとしています。

この点ということで、平成21年に接続ルール答申におきまして、一定の整理が行われていると紹介してございます。具体的には、MNOはあくまでも自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とした上で、サービス競争を実現するような利用形態であれば、許容されるべき、その上で、過疎地域等での基地局整備、あるいはトラフィック対策を怠っているMNOが、競合MNOの整備するネットワークを低廉な料金で利用するような形態につきましては、接続の拒否事由に該当すると整理することが適当というふうな指摘でございます。この答申における整理の趣旨を踏まえれば、本件につきましても、同様の考え方で整理することが適当ということで、まずは、総務省において、設備競争の阻害、例えば収益性が低い地域における基地局整備の懈怠とか、そういったものにつながる具体的な事案が生じているのか、注視していくことが適当ではないかとしています。

その下からは、経営情報の漏えいとの関係でございます。44ページでございます。5G時代におきましては、双方が新しい技術、新しいサービス展開を進めていくことが想定されるということ、接続等関連情報の目的外利用の防止を徹底することが適当としてございます。そのため、ガイドラインで、目的外利用の防止に向けた具体的措置を行うことが必要であり、

それを怠ると、業務改善命令の対象となり得ると規定した上で、例として、アクセス権限の設定であるとか、規程の作成、あるいは遵守といったものを規定することが適当ではないかとしてございます。

続きまして2. 本格的な5G時代における課題でございます。対応の方向性として、47ページをご覧ください。

まず、①として、MVNOに期待される役割というのを整理してございます。48ページでございます。5G時代においては、低価格のサービス提供のみではなく、5Gの特徴を活かし、幅広い分野を対象とし、二種指定事業者では手の届かない専門的な分野においても従来よりも付加価値の高いきめ細かなサービスを提供する等、より高度で多様なサービスを提供することが期待される。5G時代における公正競争の確保は、そうしたMVNOに期待される役割を十分踏まえた上で進められることが適当ではないかとしてございます。

②は、APIの利用による機能開放の実現でございます。49ページでございます。MVNOへの機能開放は、専用設備を接続する形態ではなく、APIを利用する形態によって実現されるとの指摘がございます。また、こうした形態での機能開放が、より広い範囲で行われることによって、より高いサービス設計の自由度をもってサービスを提供することが可能という指摘がございます。

50ページの下の方でございます。MVNOへの機能開放は、APIを利用する形態によって実現されることが適当ではないか。その際、極力広い範囲での機能開放が行われることが適当であり、必要なルール整備について、検討を深める必要があるのではないかと。また、APIの共通化のために必要なルール整備について、検討を深める必要があるのではないかとしてございます。

51ページでございます。コアネットワーク構築による機能開放の実現でございます。ネットワーク仮想化技術によって、二種指定事業者ではなく、MVNOにおいても自らコアネットワークの構築を行うことが可能となるということが想定されます。

52ページでございます。MVNOがコアネットワークを自ら構築し、それを接続する形態によっても機能開放が実現されることが適当であり、そのために必要なルール整備について、検討を深める必要があるのではないかとしてございます。

④は、規律対象に関する課題でございます。53ページでございます。課題の1つとしまして、2段落目でございます。APIのその利用による機能解放があり、現在のデータ伝送機能とは異なり、設備と設備の間でユーザデータ信号の伝送が行われなくなることが想定

されます。二種指定制度は、設備と設備の電氣的な接続を規律の対象としています。設備の様態に変化が生じる結果、場合によっては、規律の対象とならない形態が生じる可能性があります。

2つ目の課題としまして、また、二種指定事業者自らが設置する設備が規律の対象というのが現状でございますが、クラウド等他者の設置する設備の利用が進展すると、こうした場合、その多くの機能解放が規律の対象になるのは難しいということで、総務省においては、公正な競争環境を引き続き確保するため、5Gネットワークの構築を注視し、上記のような形態についても規律の対象となるような制度の在り方について、検討を深める必要があるのではないかとしています。

⑤としまして、接続料の設定方法における課題でございます。2パラでございます。5Gでは、機能と設備の結びつきが弱まってくる、そうした場合、原価、利潤をどのように算定するのかといった課題が生じることが想定されます。また、共用設備という話もあり、どのように按分するのかといった課題が生じます。また、需要につきまして、ネットワークスライシングで、何を需要とすることが適当なのかといった課題が生じることが想定されます。コアネットワークの整備状況や、APIの利用による機能開放についての進展を見据えつつ、適時適切に見直しを行っていくことが必要ではないかとしてございます。

55ページでございます。検討の着実な実施ということで、上記のような検討は、二種指定事業者が、どのような5Gコアネットワークを構築しようとしているのか等を把握しつつ進める必要があるということで、最後、総務省において、各社における5Gサービス提供開始の状況を踏まえ、来年春以降、検討を深めていくことが適当ではないかとしてございます。

56ページはeSIMの普及への対応でございます。61ページご覧ください。一番最後ですが、世界的なeSIMの普及動向を踏まえれば、MVNOにおけるeSIMに対応したサービスの提供を可能にすることは、公正競争環境の整備、利用者利便向上の観点から極めて重要。二種指定事業者がRSP（リモートプロSIMビジョニング機能）によりeSIMサービスを提供する場合は、そのサービス内容に応じて、MVNOにおいても同様のサービスの提供を行うことができるよう、機能開放が行われることが適当、他方で、セキュリティの確保等の検討課題がございます。こうした点を含めて、更なる検討が進められるべきということで、まずは、協議を促進するため、ガイドラインに、開放を促進すべき機能に位置付けることが適当ではないか。また協議が着実に進むよう、協議の状況について報告を求め、

注視することが適当ではないか、としてございます。

4番目は、中間報告書指摘へのフォローアップの内容です。こちらにつきましては、66ページをご覧ください。中間報告書指摘後の取組といたしまして、将来原価方式の導入を進めております。これにつきましては、2パラ目でございます。予測値の算定方法の適正性についての検証を行い、その結果に基づき、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当ではないか。全国BWA事業者の二種指定についても進めておりますが、全国BWA事業者に係る原価、利潤及び需要が適正に算定されているか、毎年度繰り返し検証が行われることが適当ではないか。音声卸料金につきましては、包括的検証で指摘が行われているとおり、卸料金水準の適正性の検証等について、検討が行われていくことが適当ではないか。そのほか、中間報告書で指摘した事項につきまして、引き続き必要な検討が行われることが適当ではないか、としております。

68ページは2018年4月に取りまとめられましたモバイル市場の公正競争に関する検討会のフォローアップを中間報告書に引き続きまして、報告しているということでございます。今後も総務省において、状況を注視するとともに、さらなる取組の必要性が認められる場合は、積極的に検討を進めていくことが適当ではないかとしております。

説明は以上になります。ご審議、よろしく申し上げます。

【新美座長】 ご説明ありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。ただいまいただいたご説明について、ご意見あるいはご質問がございましたら、ご発言よろしく申し上げます。

それでは長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 ありがとうございます。

書いていただいていることは、これまでの議論をきちんと整理していただいたというふうに思います。それで、その中で特に、今後取り組むことが色々書かれていることになっていきますけれども、その中でも、私として是非に思っているところをお話したいと思います。

まず11ページの販売代理店の在り方というところで、地域の拠点として重要な役割を担う、これは私も何回か申し上げてきたことかもしれないことなんですけれども、このところでちょっと思うところがありまして、個人的な話で恐縮ですが、昔からの友達で久しぶりに会っておしゃべりしていたら、横浜に住んでいる人ですけれども、ドコモユーザではないんですけども、自分の家から一番近いドコモショップに色んなことを相談しに行っているって話が出てきていて、今度色んなサービスが有料になるって言われちゃったのっ

て言って嘆いてるんですけれども、あなたでもドコモユーザじゃなかったじゃないって思って思わず友達につっこんだところなんですけれども、それぞれのお店のどういうところにあるのかとか、どういうお客様が多いのかっていうところで、求められているものがやっぱり違うんだなとその時に思いました。

一言で、地域の拠点として重要な役割と言ってしまっただけで、それが1種類のタイプになってしまうと、たぶん地域には合わないということにはなるのかなと思うので、ここは代理店それぞれの責任範囲の中で、地域拠点の在り方について責任を果たせるようなそういう何か仕組みができればいいんじゃないかなと思いました。私の友人には、ちょっとそれは望んでいることが違うのではないかとっておきますけれども、そういうニーズが地域によってはあるのかなと思ったので、そのことを申し上げておきたいと思います。それから、12ページの書いていただいている囲い込みのところなんですけれども、これも前から申し上げておきますけれども、新しい法律のもとで新しいルールができたところで、過去の色々残っているその取組のものがそのまま残るっていうのもあまり良いものだと思いませんので、これはキャリアの皆さんにぜひ決断してやっていただければ良いなと思っています。そして、また、新しい事業法になってしみじみ思うと、私たちが思ってた端末というのは支払いによる囲い込み等色んなものとまた別のところで色々なものに囲い込まれるんだなとまた感じておきまして、極力契約者が同じようにサービスが提供されるようなものによって、サービスの提供をしていただけて、いっぱい使う人にとってはお得だけれども、そんなに使わない人も変わらないとか、そのサービスは料金払ってもらえると言われても関心がないとか、色んなそういうのがあると思いますので、それもなにか法律でどうこうという訳ではないんですけれども、キャリアのみなさんに本当の意味での競争というのを是非やっていただきたいなと思います。以上です。

【新美座長】 はい、ありがとうございます。いずれも書いている中身をしてほしいというコメントだったと思います。

他に、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

じゃあ、相田座長代理。

【相田座長代理】 私も全体としては、これまでの議論を踏まえたかたちになってるかと思うんですけれども、1点ちょっと気になったのは、40ページ、5G時代の接続料の設定方法というので、この40ページの頭のところ、データ伝送交換機能の接続料の設定方法についてということで書かれていて、その後の議論を見ても、全般的にはデータ伝送交換機能

の接続料の話なのかなというふうに読めるんですけども、接続料には、いわゆる回線単位、それからSIMの接続料というのがあるので、この前のタイトルでいっている接続料の設定方法というのは、データ伝送交換機能限定の話なのか、そういう回線単位、SIM料金等を含めた全体について、4Gと一体で良いと言ってるのか、これはどちらかなんでしょうか。

【新美座長】 それでは、事務局のほうから少し説明をお願いします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。データ伝送交換機能というのがございまして、その内訳として、回線容量単位の接続料と回線数単位の接続料とSIMカードがあるという状況でございます。データ伝送交換機能が上位概念でございます。

【相田座長代理】 データ伝送交換機能の中にそれらがあるのですか。

【茅野料金サービス課課長補佐】 中にございます。3パラ目とかに記載している一体として良いという理由については、3つ共通なのかなと思っています。なので、回線管理機能とかも当面、まずは4Gと一体で良いのかなと思っています。

【新美座長】 はい、ありがとうございました。

上位概念で言っているということだったと思います。

他にご質問、ご意見は。じゃ、西村構成員、お願いします。

【西村（暢）構成員】 ご説明ありがとうございました。西村でございます。

全体といたしましても、このような施策あるいは検討というものを実行するというようなことで進めていく諸論点と理解いたしました。その上で、まず1点お願いなんですけれども、例えば、12ページの④第1段落、それとあわせて、30ページの最終パラグラフで、いずれにおきましても総務省の側のほうで、ルールの明確化、必要な見直しを対応していくという方向性を示しておられると思います。ぜひこの点は、今後も強調して理解していただければなと思っています。

と言いますのも、ここからの繋がりになろうかと思いますが、10ページの上から4パラグラフ目では、いわゆる新事業法27条の3などの違反事案に対する情報提供窓口というものが設置されて、今後これが有効に活用されていくことと思われまます。つきましては、やはり先程申し上げましたルールの明確化、それから実行に付しまして、ガイドラインへの追加アップデート公表等のお願いをさせていただければなと考えております。

以上でございます。

【新美座長】 はい、ありがとうございます。

今後の論調をちゃんとするというところで、その重要性を認識して進めていただければと

思います。

他に、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。それでは、関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 私はこれまでの議論を忠実に反映していただいた骨子（案）だと思いますけれども、ちょっと41ページのところが、若干気になるというか、表現方法について気になる点について申し上げたいと思います。

今後の検証についての指摘であり、4G、5Gを区別した料金を検証・検討されるというのは、差額の程度が大きい場合には、4G単独の接続料の設定を要請する場合も出てくるという書きぶりではあるんですが、ここは、1つにはMVNO側からの4Gに留まるユーザに対しても、5Gの使わないサービス・機能が提供されることに対する対応かと思えますけれども、その一方で、MNO側にとってみると、ここが設備競争の阻害するのではという若干懸念があるだろうと思います。というのは、資料2のほうで質問に対する回答を3社がしていますけれども、1番の②というところの回答で、各社さんとも、基本的には4G、5Gは区別しないということ具体的に仰っていて、KDDIさんの13ページですけれども、4G、5Gをトラフィックで分けて識別できないため、我社は区別せずにするということで、例えば区別しないということを選択した事業者に、どこまで厳密にデータ提供すれば、接続料については、1種類しか設定しなくても良いとするのか。

特に5Gスタートのタイミングでは、設備投資については、むしろ今回税制関係で5Gについたので、設備投資は周辺製品に対して重要製品ではないものなので、そんなに差が大きくなかったような気がするんですけどね。そうすると、あまりここについて、明確に、差額の程度が大きいことについて規律を決めてしまうと設備投資の阻害にかなり得るしかないということがあるので、ここはやはり違いはあると認めつつ、MVNO側に対して設備投資の促進をするものではないか。差額の程度の記載についてはちょっと違うのかなと思います。以上でございます。

【新美座長】 はい、ありがとうございます。

何か、今の意見について事務局からコメントありますか。

【茅野料金サービス課課長補佐】 まず、御指摘の差額の程度をあまりにも総務省が検討とあって改正すべきという指示判断ということにはしてはいけないと思っています。一方で、そこが明らかにならないと、当初というか、単独ベースで設定した場合、それから一体として設定した場合、そのある程度金額感というのがわかんないと、やはり、それでMV

NOの経営に影響を与えないということが明らかにならないと、4Gの単体を設定してくれと言わざるを得ないのではないかなということでございます。それで、実際にどういうふうにその4G単体の場合いくらなのかを計算するのかというのは、私はおそらく推計とかになるんだと思われます。この辺は、3社さんとも相談をしながら、とはいっても、ある程度納得のいくようちゃんとやってあげるようにということで、そこはもしもといった話でございます。

【新美座長】 はい、それではだいたいそういうことでございます。大谷構成員。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

今回、最終報告書の骨子を拝見いたしまして、実際に電気通信事業法が改正されて、新法が施行されてからの少しいちごっこめいた状況もフォローしつつ、こういった全般にわたる政策をきっちりまとめていただけたこと、そして、この研究会での議論を十分踏まえていただいたことに御礼申し上げたいと思います。

その上で、具体的にどこかを変えてほしいということではないんですけども、4点ほど申し上げておきたいと思っております。

まず、最初に、モバイルに関わる隣接市場についてこれからも囲い込みなどが行われないうように、注視してくださるという記述を13ページ、それから30ページにおいていただいているところです。現に、ただいまスマホ決済などについて、新たな事業者間での協定なども進展しているところですので、これから思いも掛けない形で、こういった隣接市場というのが立ち上がってくると思っているところです。

従来ですと、固定通信それからコンテンツといったものが代表的ですけども、少し、事業提携などの状況などをみていただいた上で、こういった隣接市場に、影響を及ぼすのかといったことについて、総合的に判定できるような視点をもっていくことが望まれるのではないかというのが1点です。

そして、2つ目です。資料で言いますと、17ページのあたりでしょうか。例えば、MNPのオンラインでの手続の状況などについて各事業者のWebサイトの手順なども、丁寧に分析していただいた結果、このような形になったのは良いことだと思っております。ただ、オンラインでMNPができるようになったことで、全てが解決したかというところではないかと思っております。

オンラインを使われる方もたくさんいらっしゃると思いますが、従前のやり方でMNPを検討される方も出てくるかと思っております。これまでのように、電話がつながりにくいとか、

MNPを申し出た方が引き止めされるというような事象が引き続き行われていないかどうかについても、情報提供受けながら問題があるようでしたら、それに対する対応を求めることが望ましいのかと思っています。

次の3点目となりますが、資料ですと43ページから44ページの接続等関連情報の目的外利用のリスクについて、それが事業者間の競争にどんな問題点が絡んでいるのかといったことについて、丁寧にまとめていただきまして、その問題の所在というのが理解できるようになったのは、今回の報告書の特徴ではないかと思っております。

おそらく、44ページのところのまとめとしてMVNOガイドラインで情報管理の在り方などについて、いわゆるファイヤーウォールとかチャイニーズウォールに相当するような情報管理の方法を明記していただいているところではありますが、やはりその情報管理の自社共有については外部からはなかなかわからないということもありまして、各社がちゃんとやっていますよということも説得力を増すためにもですね、MNOがMVNOに対して、設備投資で違いがないのか、実際の設備投資の状況などを注視することが必要です。43ページにも書いていただいておりますけれども、どこに投資するのは事業者の自由なプランで決められることだと思いますが、電波の有効利用については、各社が説明責任を負っていることを理解していただきまして、設備投資上の影響、イノベーションを阻害していないかということがわかるように、情報を是非これから総務省にも提供していただいて、色々疑いはいくつかありますが真っ白ですよと自身の潔白を説明していただくような材料を是非事業者から提供していただければと思います。

そして、資料で言いますと67ページになりますが、音声卸の問題に触れてしていただいております。今後、音声卸の料金の問題というのは、その後のモバイル通信における方向特性のシンボリックな扱いで、今回なんとかなるのかなとずっと期待しながらきたわけです。これからも検証を続けていきたいと思いますということですので、音声サービスの利用者層というのはある程度限られていたり、音声サービスそのものを利用されない方を増えてきているという状況ではありますけれども、やはりこの問題はシンボリックなものですので、これからも忘れずにこの問題に対応していくことが必要と考えております。

ほとんど感想めいたことばかりで恐縮ですが、以上でございます。

【新美座長】 はい、どうもありがとうございました。

今お聞きいただいたところで、今後の最終まとめに少し足していただけたらと思います。

他にご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。それでは、佐藤構成員お願いし

ます。

【佐藤構成員】 いくつかコメントになりますが、38ページから41ページくらいのところですね。ここに書いてあるように、5Gという新しいサービスが始まる時に、同時期に競争相手がサービス開始できないと、競争上に大きな差がつくこととなります。これは問題で、そういう意味では、MNOが適宜必要な情報を前もって開示し競争企業も必要な準備ができるよう、総務省はそのような状況が実現できるように調整していきます。きちんとそういうことをして示していただきたいと思います。41ページのスケジューリングですが、5G提供のスケジュールというのは少し見えてきているのか、全く見えてきていないのか。例えば、5月くらいに開始します。そしてその接続料はその2ヶ月くらい前にはだいたい見えてくるといった予定があるのか。また、3月に始まってから半年間くらいで、4Gであればどうだったか5Gが開始されることでどのような変化があったのか。そのような接続料に関する検証をさせていくというようなことが、スケジュールとして見えてきているのか教えていただければと思います。あと1点は、61ページのHSS/HLRで、これは確認になりますが、文章の中に費用面での課題等によって現在1社しか使っていませんとあります。もしかしたらHSS/HLRといったアンバンドル機能が問題なく各社で使われることでさらなる競争が促進できるのかと考えます。ここはアンバンドルであれば接続の概念、あるいは、コストベースという概念でルール化されていると思うのですが、相対交渉での卸の概念で料金が決まって動いているのか、費用面での課題ということについて確認させていただければと思います。

【新美座長】 はい、ありがとうございます。

2点ありましたので、事務局からご説明お願いしたいと思います。41ページそれから61ページについて説明をお願いします。まず、41ページのスケジュール感から。

【茅野料金サービス課課長補佐】 1点目でございます。5Gに対応した接続料につきましては、おかげさまで来年度から将来原価方式で進めるということで、来年4月以降に適用される接続料につきましては、3年分算定されるという方向ではあるのですが、では、5GそのものをMVNOがいつ提供できるのかについてはおそらくMNOも我々も見えていない状況だと思います。今はそういう現状なのだと思います。

それとHSS/HLRの話につきましては、実は接続のガイドラインで、アンバンドルとして接続料を決めている訳ではないんですけれども、HSS/HLR連携機能が、解放を促進すべき機能として、MVNOとの協議が促進されています。そういったところで、MVN

○各社さんが自らの付属を使いたいというような交渉を行っているわけですが、やはり費用への課題、そもそもHSS/HLRのシステムを購入する費用であるとか、それを接続するための課題など、そういったものの課題があるというふうに聞いています。

【新美座長】 ありがとうございます。佐藤構成員、よろしいでしょうか。

他に、ご質問、ご意見ございましたら。北構成員、よろしく願いいたします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。

前回までの私の発言もしっかり盛り込んでいただいております、この骨子(案)については、これ以上要望はないのですが、コメントが2点あります。1点目は、先程長田構成員が代理店さんの話をされましたが、私も同じ考えでございます、この業界、何でも一律にやりたがるんですね。管理が楽だからということだと思いますが。でも、本当にショップというものは1店舗1店舗置かれている環境が違っていて、お客様の層も全然違いますし、また運営する代理店さんも違います。

そうなりますと、例えば、他のキャリアも含めてウェルカムです、どんどん来てください、タダでスマートフォンの使い方をしっかり教えますよ、ということで、その地域の人々から絶大な信頼を得て、結果的に、まあ義理堅い人が多いですから、友達を連れてきたり、家族も連れてきたりということでショップが栄える、というやり方もあるわけですし、一方で、都心部では人で溢れていて、事前に予約していただかなければ何時間待ちというショップもあります。キャリアさんには、このような多様なショップをひとつの指標で評価する、あるいはひとつの指標で差をつけるというところから、さすがに脱却していただいて、それぞれの代理店さんが、もう1段代理店さんの淘汰が必要だと思いますが、淘汰された暁には、代理店さんごとに、あるいは地域のニーズに合ったショップ作りを真剣に考えていただきたい、というのが一つ目でございます。

2つ目は料金水準の話で、通信料金そのものの水準の低廉化という言葉が何箇所か出てきています。消費者としては、もう1段安くしてよという話があり、しかも特定のユーザだけでなく水準全体をもう1段安くしてほしいという思いはありますが、5Gが始まる中で、これまでのように表をつくってキャリア間の料金を比較したり、グラフ化してどこが高いか安いという比較の仕方は、さすがに限界がくるのではないかと思います。

すでに4Gの現時点においても、実はキャリア間でのネットワーク力には差がついているんですね。お客様にとってみれば、ショップやコールセンターにおけるサポート力も含めて、総合的な視点で料金を支払っている訳ですが、これから5Gのエリア整備が始まります。

当初はNSAですが、SAになる時期であったり、5Gのエリア展開のスピードであったり、ネットワークスライシングという機能が使えるようになります。通信料金というのはサービスの価値に対する対価なのであって、5G時代において非常に多様化するネットワークサービスの価値、プラスアルファの価値への対価として、それは適切な料金なのか、高止まりしているのか。国際比較するときにおいても、そういった視点をしっかり入れ込んでいかないと、とても今までのように表を作ってどっちが高いとか安いとか言っているような世界ではなくなってくると思います。

さらには、MVNOさんおよびサブブランドを含めて、一番美しいのは、各事業者が提供するサービスの価値に見合った料金設定がなされている状態であるわけです。これからの5G時代に向けて、総務省として料金の適正性を評価する上で、このあたりをしっかりと考えていただきたいと思います。

以上でございます。

【新美座長】 はい、ありがとうございます。

他に、ご意見ございましたら、よろしいですか。

私もちょっと、今後こうなる可能性があるから対応しておいてくださいということで、先程、構成員からも出ましたが、色んなところで、セット販売やコラボするという話がありますが、これは色んなものがセットでというのは分かるんですが、このセットの仕方如何によっては、共同責任がかかってくるというのを覚悟して、セットの仕方を考えていく必要があるのではと思います。

従来はキャリアだから他のものは責任負いませんよということを言っていたんですけど、通信業界で経験した例があって、ダイヤルQ2について、キャリアが責任を取らされた、料金取れなくなったということがございます。これは単に通信業界だけの話なんですけど、今の最高裁の判決を見ますと、両者のトラブルの在り方で、特に料金の設定の仕方について、双方が協力しあってとなつてとなります。両方で一体責任をとれと、あるいは少なくとも一緒に責任をとれというような判決になる可能性が極めて高いということでございます。

これはキャリアだけでなく、これはキャリアだけでなく、他の事業者に対してもそうですが、色んなものが組み合わさっていく世界が出てきて、それは当たり前でございますけれども、従来のような単独主義、個人責任主義から共同責任に変わってきているのが最近の状況だと思いますので、その辺も気をつける必要がありますし、我々もきちんとみていく必要があるという印象を持っています。これは感想で、こういう懸念があるということだけコメン

トしておきたいと思います。

他にご意見ございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、ほぼご意見出尽くしたということですので、今日のところは、色々と議論していただきましたので、とりあえずこの骨子（案）につきましては、議論は以上としたいと思います。どうもありがとうございました。

本日の議論で、最終報告書骨子（案）について、様々なご意見賜りましたけれども、内容につきましては、特にご異論があるというわけではなくて、もう少し何点か論点規準にコメントがあったものだと思います。概ね、骨子（案）のご了解をいただいたということがございます。次回会合におきましては、今日いただいた議論、それからまた今日忘れていた追加のコメントがございましたら、それも事務局までお伝えいただいて、その内容も踏まえまして、事務局におきまして、報告書（案）を作成いただきまして、次回ご議論いただきたいと思えます。

それでは、事務局のほうから連絡事項等ございましたら、よろしくご案内をお願いいたします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 次回以降の会合につきましては調整の上、別途連絡させていただきます。以上でございます。

【新美座長】 はい、ありがとうございます。これにて本日の議事は全て終了いたしました。これで第22回会合を終了させていただきたいと思えます。お忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

以上